

学校法人相愛学園 焼津豊田幼稚園園則

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この幼稚園は、焼津豊田幼稚園という。

(位置)

第2条 焼津豊田幼稚園は、静岡県焼津市小土1059-1番地におく。

(目的)

第3条 焼津豊田幼稚園は、教育基本法の本質に則り、学校教育法に従い、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。

(保育年限及び入園資格等)

第4条 保育年限、定員、学級数及び入園資格は次のとおりとする。

年児別	保育年数	定員	学級数	入園資格
満3歳児	入園日から小学校入学直前の3月31日までの年月数	3歳児を含む	3歳児を含む	年度の中途において満3歳に達した幼児
3歳児	3年	100	5	満3歳から満4歳未満の幼児
4歳児	2年	120	4	満4歳から満5歳未満の幼児
5歳児	1年	90	3	満5歳から小学校入学の始期に達するまでの幼児
計		310	12	

第 2 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第6条 学期は、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで。

第2学期 9月1日から12月31日まで。

第3学期 1月1日から3月31日まで。

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。ただし園長は必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

(1)日曜日

(2)国民の祝日に関する法律(昭和23、法律第178号)に規定する日。

(3)夏季7月21日から8月31日まで。(4)冬季12月21日から1月9日まで。

(5)学年末 3月21日から4月7日まで。

(6)焼津市立の小中学校休業日に準じて園長が指定する日

第 3 章 教育課程及び保育時間

(教育課程)

第8条 教育課程は、学校教育法施行規則ならびに幼稚園教育要領の基準によって園長が定める。

(保育時間)

第9条 保育時間は午前9時30分より午後2時迄とする。ただし、季節により変更することがある。

2 本園は、利用子どもが、やむを得ない理由により、教育時間終了後に保育を希望する場合には、預かり保育を実施することとする。

第 4 章 章 教育課程修了の認定

(認定の基準)

第 10 条 教育課程の修了は、園長が認定する。

(証書の授与)

第 11 条 園長は所定の教育を修了したと認めた者には、修了証書を与える。

第 5 章 入園、退園、転園及び休園

(入園)

第 12 条 入園については、幼稚園所定の手続きを経なければならない。

(退園及び転園)

第 13 条 退園及び転園しようとするときは、その理由を付して、保護者から園長に願い出なければならない。

(休園)

第 14 条 園長は、病気その他やむを得ない理由により、引続き1ヶ月以上欠席し、なお2ヶ月以上欠席を要すると認められる者が休園を願い出た場合は、1ヶ年以内を限り、休園を許可することができる。(この場合、休園届を提出しなければならない。)

2 園長は、教育上必要と認めたときは、1ヶ年以内を限り、休園を命ずることができる。

第 6 章 教職員組織

第 15 条 教職員組織は、次のとおりとする。

- | | | | | | | | |
|--------|-----|---------|----|---------|------|----------|------|
| (1)園長 | 1人 | (4)講師 | 1人 | (7)用務員 | 2人 | (10)園薬剤師 | (1)人 |
| (2)教諭 | 17人 | (5)養護 | 1人 | (8)園医 | (1)人 | | |
| (3)助教諭 | 0人 | (6)事務職員 | 2人 | (9)園歯科医 | (1)人 | | |

第 7 章 毎月納付金及び入園受入準備金

第 16 条 毎月納付金は、次のとおりとする。

1. 保育料 園児が居住する市町が定める額
2. 利用者負担額 施設整備費 2,120 円
3. 追加徴収 本園は焼津市特定教育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 第 13 条 4 項の規定により、必要な実費を徴収する。
4. 利用者負担額及び追加徴収の詳細は運営規程に定める。

2 毎月納付金は、毎月 15 日までの幼稚園の指定する日に納付しなければならない。

3 満3歳児の受け入れについて、希望者数他の関係で満3歳児クラスを設置せず、3歳児クラスに編入して保育を行う場合の保育料は3歳児と同額とする。

(入園受入準備金)

第 17 条 入園を許可された者は、入園受入準備金 30,000 円を納付しなければならない。

(保育料の減免)

第 18 条 休園が決定した者については、その該当する月より保育料の半額を減免する。
(ただし休園届提出者に限る。)

2 月の途中において入園した者については、日割り計算によりその月の保育料を減免する。

(返還)

第 19 条 すでに納付した毎月納付金及び入園受入準備金は、原則として返還しない。

第 8 章 雑 則

第 20 条 この園則の実施に関し必要な事項は、園長が別に運営規程等に定める。

附 則

令和 3年4月1日 一部改正